

水質部会資料 1

諮 問 事 項

水生生物の保全に係る
水質環境基準の類型指定について

<参 考 資 料>

参考資料

- 参考資料 1 類型指定を行うために必要な基礎情報
- 参考資料 2 公共用水域の類型指定現況図
水生生物保全環境基の類型指定フローチャート
水域区分と環境基準点の設定の例
類型指定に係る水域区分についての情報の整理表
- 参考資料 3 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱

類型指定を行うために必要な基礎情報

目次

1	紫川及びます淵ダム.....	- 1 -
2	竹馬川	- 12 -
3	貫川	- 18 -

1 紫川

1-1 水質

(1) BOD

BOD について過去 5 年間に行われた水質測定結果を表 1-1-1 に示す。

なお、前田橋は、ます淵ダム上流において冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 30 年度に補足調査を実施した地点である。

BOD (75%値) は、各年度ともに全ての地点で環境基準を達成している。

表 1-1-1 BOD の水質測定結果 (紫川)

水域名 [類型]	調査地点	年度	BOD(mg/L)					測定回数	基準値
			最小	～	最大	75%値			
紫川上流 [A]	紫川取水堰	H26	<0.5	～	0.8	0.6	12	2 以下	
		H27	<0.5	～	0.7	0.5	12		
		H28	<0.5	～	0.8	0.6	12		
		H29	<0.5	～	2.1	1.1	12		
		H30	<0.5	～	1.4	1.1	12		
		平均		—			0.8		—
紫川下流 [B]	勝山橋	H26	<0.5	～	2.0	0.6	12	3 以下	
		H27	<0.5	～	0.5	<0.5	12		
		H28	<0.5	～	1.0	0.5	12		
		H29	0.6	～	4.4	1.1	12		
		H30	<0.5	～	1.9	1.1	12		
		平均		—			0.8		—
紫川上流 [A]	前田橋	H30	<0.5	～	<0.5	<0.5	4	—	

(2) COD (ます淵ダム)

COD について過去 5 年間に行われた水質測定結果を表 1-1-2 に示す。

COD (75%値) は、各年度ともに全ての地点で環境基準を達成している。

表 1-1-2 COD の水質測定結果 (ます淵ダム)

水域名 [類型]	調査地点	年度	COD(mg/L)					
			最小	～	最大	75%値	測定回数	基準値
紫川 ます淵ダム [湖沼 A]	ダムサイト	H26	1.4	～	3.8	2.1	36	3以下
		H27	1.1	～	4.4	2.2	36	
		H28	0.9	～	4.1	2.1	36	
		H29	1.3	～	3.2	2.0	36	
		H30	1.4	～	2.5	2.0	36	
		平均		—			2.1	

(3) 全亜鉛

全亜鉛について過去5年間に行われた水質測定結果を表1-1-3及び表1-1-4並びに図1-1-1及び図1-1-2に示す。

なお、前田橋は、ます淵ダム上流において冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成30年度に補足調査を実施した地点である。

参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに全ての地点で生物A類型及び生物B類型の環境基準値を下回っていた。

表1-1-3 全亜鉛の水質測定結果（紫川）

調査地点	年度	全亜鉛(mg/L)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
紫川取水堰	H26	0.004	～	0.004	0.004	1
	H27	-	～	-	-	0
	H28	0.002	～	0.002	0.002	1
	H29	-	～	-	-	0
	H30	-	～	-	-	0
	平均	-	-	-	0.003	-
勝山橋	H26	0.002	～	0.002	0.002	1
	H27	0.002	～	0.002	0.002	1
	H28	0.003	～	0.003	0.003	1
	H29	0.003	～	0.003	0.003	4
	H30	0.004	～	0.009	0.006	4
	平均	-	-	-	0.003	-
前田橋	H30	<0.001	～	0.001	0.001	4

表1-1-4 全亜鉛の水質測定結果（ます淵ダム）

調査地点	年度	全亜鉛(mg/L)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
ダムサイト	H26	<0.001	～	<0.001	<0.001	1
	H27	0.005	～	0.005	0.005	1
	H28	0.003	～	0.003	0.003	1
	H29	<0.001	～	0.003	0.002	4
	H30	<0.001	～	<0.001	<0.001	2
	平均	-	-	-	0.002	-

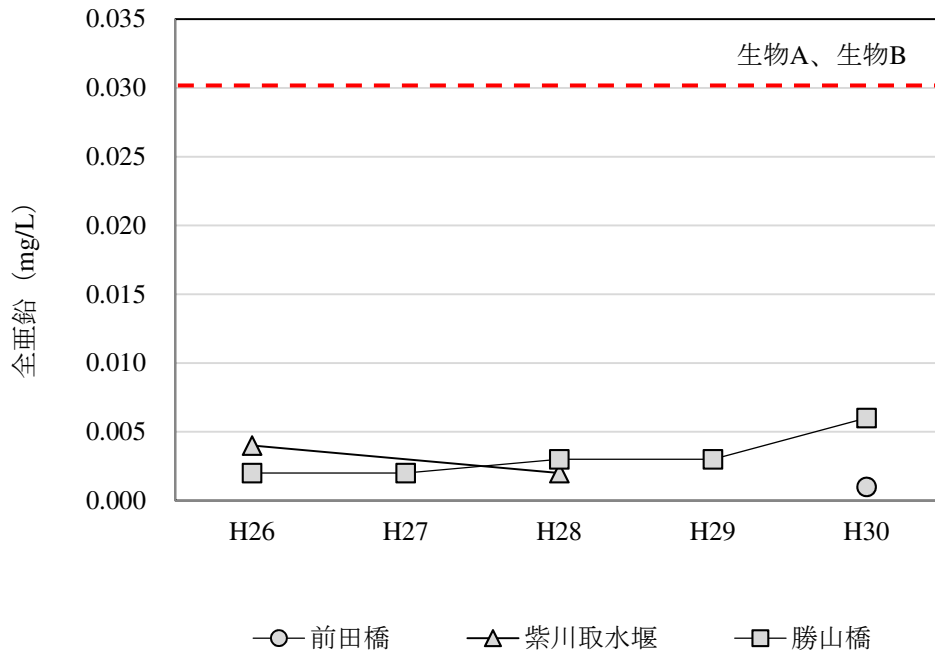


図 1-1-1 全亜鉛の水質測定結果（紫川）

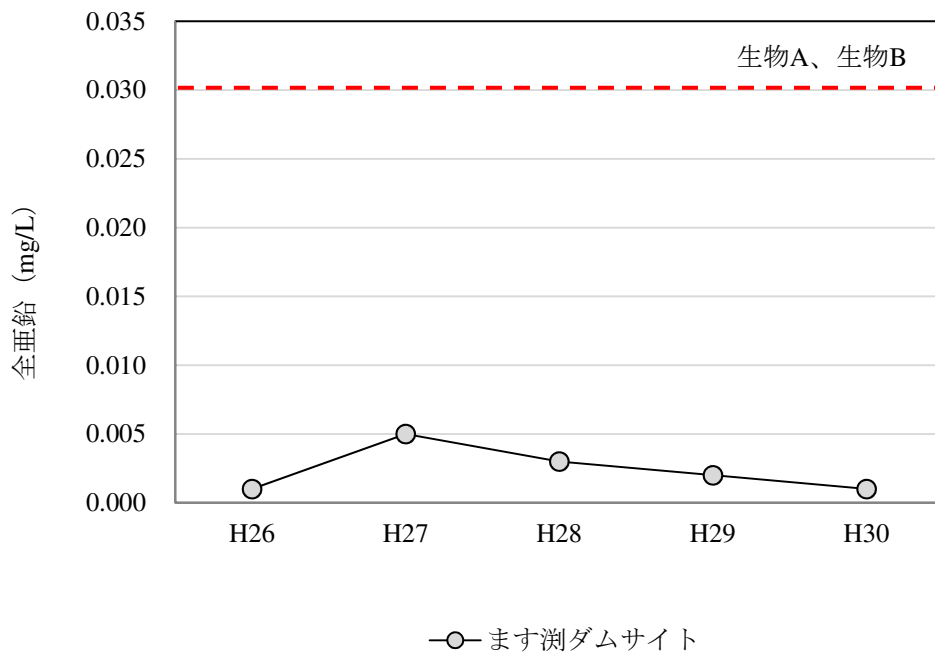


図 1-1-2 全亜鉛の水質測定結果（ます淵ダム）

(4) ノニルフェノール

ノニルフェノールについて過去5年間に行われた水質測定結果を表1-1-5及び表1-1-6並びに図1-1-3及び図1-1-4に示す。

なお、前田橋は、ます淵ダム上流において冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成30年度に補足調査を実施した地点である。

参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに全ての地点で生物A類型及び生物B類型の環境基準値を下回っていた。

表1-1-5 ノニルフェノールの水質測定結果（紫川）

調査地点	年度	ノニルフェノール(mg/L)				
		最小	～	最大	測定回数	
紫川取水堰	H26	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H27	-	～	-	-	0
	H28	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H29	-	～	-	-	0
	H30	-	～	-	-	0
	平均				<0.00006	-
勝山橋	H26	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H27	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H28	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H29	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	4
	H30	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	4
	平均				<0.00006	-
前田橋	H30	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	4

表1-1-6 ノニルフェノールの水質測定結果（ます淵ダム）

調査地点	年度	ノニルフェノール(mg/L)				
		最小	～	最大	測定回数	
ダムサイト	H26	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H27	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H28	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H29	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	4
	H30	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	4
	平均				<0.00006	-

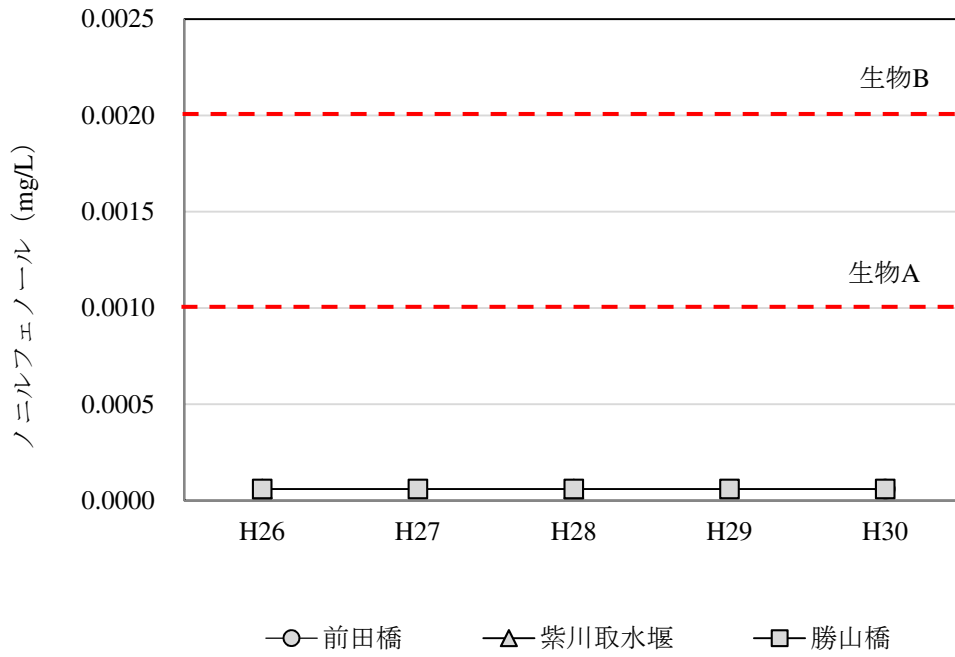


図 1-1-3 ノニルフェノールの水質測定結果 (紫川)

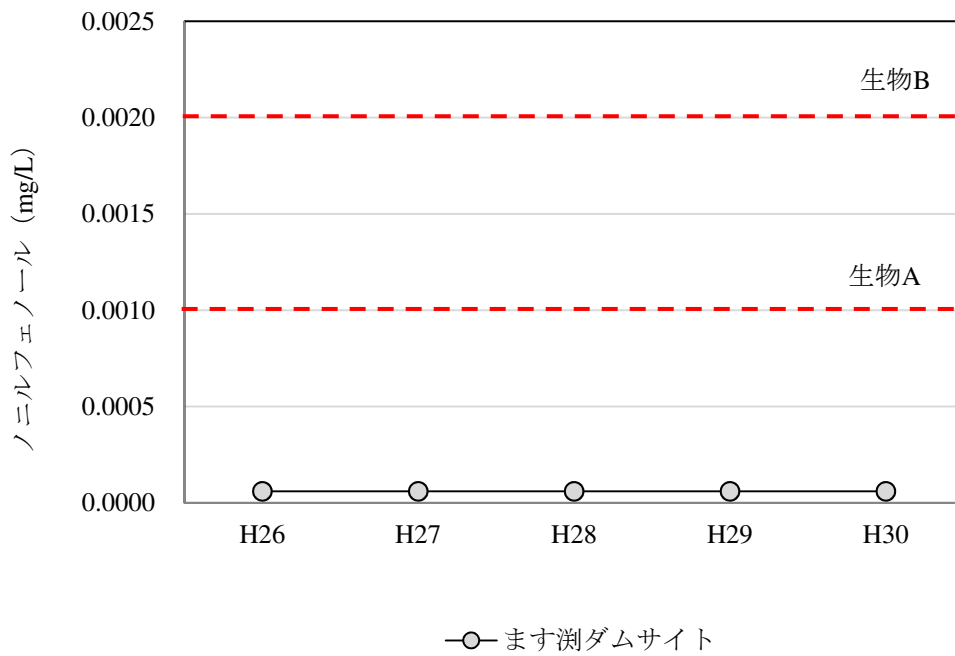


図 1-1-4 ノニルフェノールの水質測定結果 (ます淵ダム)

(5) LAS

LAS について過去 5 年間に行われた水質測定結果を表 1-1-7 及び表 1-1-8 並びに図 1-1-5 及び図 1-1-6 に示す。

なお、前田橋は、ます淵ダム上流において冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 30 年度に補足調査を実施した地点である。

参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに全ての地点で生物 A 類型及び生物 B 類型の環境基準値を下回っていた。

表 1-1-7 LAS の水質測定結果（紫川）

調査地点	年度	LAS(mg/L)				測定回数
		最小	～	最大	平均値	
紫川取水堰	H26	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H27	-	～	-	-	0
	H28	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H29	-	～	-	-	0
	H30	-	～	-	-	0
	平均		-		<0.0006	-
勝山橋	H26	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H27	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H28	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H29	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	4
	H30	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	4
	平均		-		<0.0006	-
前田橋	H30	<0.0006	～	0.0015	0.0008	4

表 1-1-8 LAS の水質測定結果（ます淵ダム）

調査地点	年度	LAS(mg/L)				測定回数
		最小	～	最大	平均値	
ダムサイト	H26	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H27	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H28	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H29	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	4
	H30	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	4
	平均		-		<0.0006	-

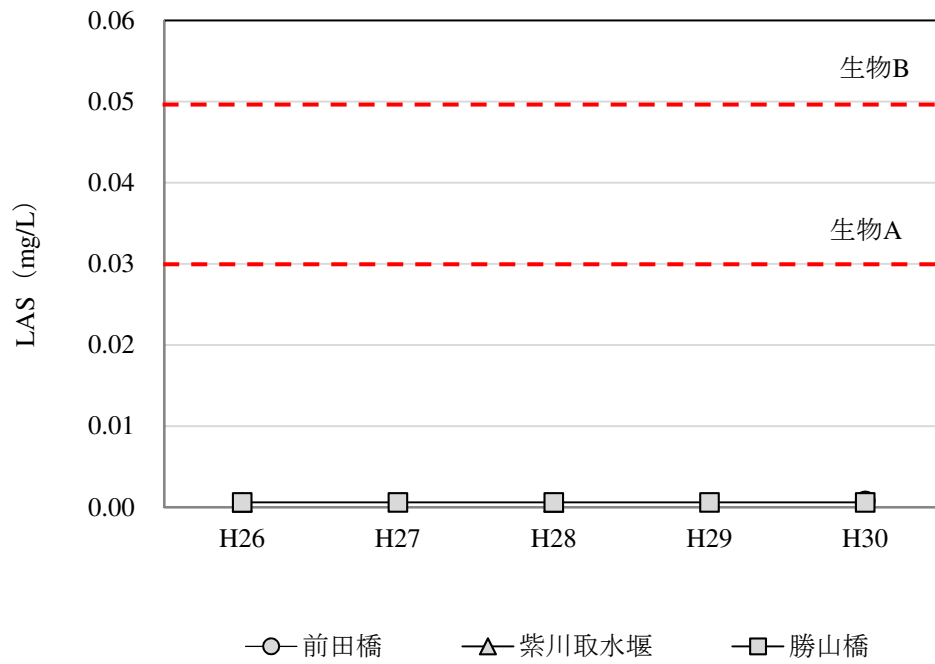


図 1-1-5 LAS の水質測定結果（紫川）

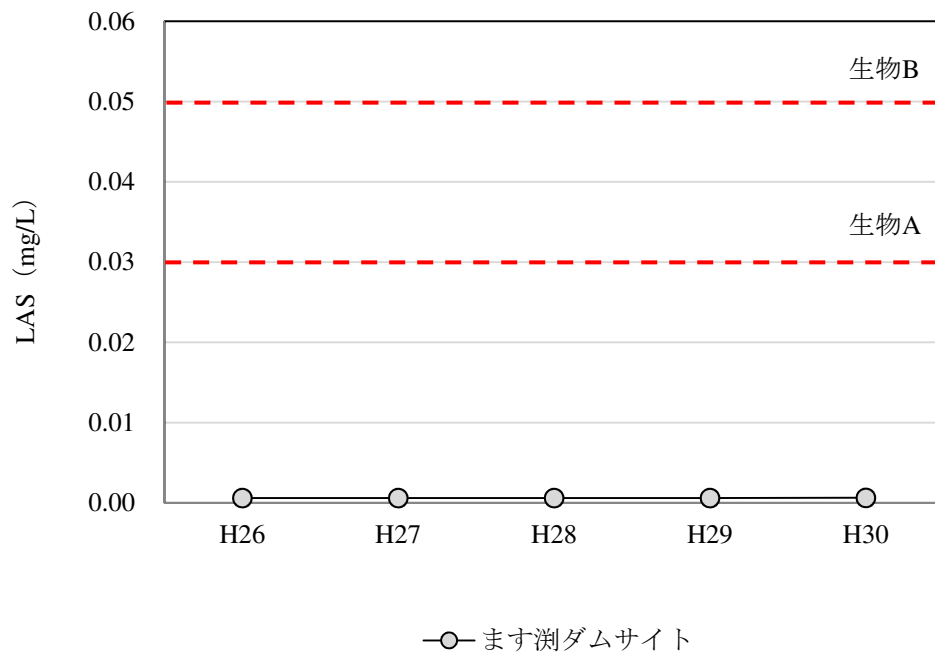


図 1-1-6 LAS の水質測定結果（ます淵ダム）

1-2 水温

過去5年間に行われた水質測定における水温の測定結果を表1-2-1及び表1-2-2に示す。

なお、前田橋は、ます淵ダム上流において冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成30年度に補足調査を実施した地点である。

表 1-2-1 水温測定結果（紫川）

調査地点	年度	水温(°C)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
紫川取水堰	H26	6.3	～	25.8	16.7	12
	H27	7.0	～	25.4	16.3	12
	H28	7.0	～	28.0	17.4	12
	H29	8.0	～	30.0	17.7	12
	H30	8.0	～	29.0	18.0	12
	平均		—		17.0	—
勝山橋	H26	7.5	～	27.6	17.5	12
	H27	7.0	～	26.4	16.9	12
	H28	9.0	～	29.0	18.2	12
	H29	9.0	～	29.0	18.4	12
	H30	11.0	～	27.0	18.4	12
	平均		—		17.8	—
前田橋	H30	7.9	～	21.0	13.6	12

表 1-2-2 水温測定結果（ます淵ダム）

調査地点	年度	水温(°C)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
ダムサイト	H26	8.0	～	26.5	17.6	12
	H27	9.3	～	30.2	18.5	12
	H28	9.0	～	29.7	18.9	12
	H29	5.9	～	27.5	16.6	12
	H30	8.5	～	30.0	17.6	12
	平均		—		17.8	—

1-3 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果を図1-3-1に示す。

図1-3-1に示すとおり、ます淵ダム上流において、冷水性魚介類が確認された。また、下流域から上流域の広い範囲において、温水性魚介類が確認された。

1-4 その他関連事項

(1) 漁業法に基づく内水面共同漁業権の設定状況

内水面共同漁業権の設定はない。

(2) 福岡県内水面漁業調整規則に基づく水産動植物採捕の許可状況

水産動植物採捕の許可による慣習的な採捕は行われていない。

希少種・重要種等の情報を含むため委員限り

図 1-3-1 水生生物の生息状況（紫川）

2 竹馬川

2-1 水質

(1) BOD

BOD について過去 5 年間に行われた水質測定結果を表 2-1-1 に示す。

BOD (75%値) は、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2-1-1 BOD の水質測定結果 (竹馬川)

水域名 [類型]	調査地点	年度	BOD(mg/L)					
			最小	～	最大	75%値	測定回数	基準値
竹馬川 [D]	新開橋	H26	0.8	～	3.6	1.9	12	8 以下
		H27	0.8	～	3.4	1.9	12	
		H28	0.6	～	4.1	2.3	12	
		H29	0.8	～	4.2	3.5	12	
		H30	1.1	～	4.1	3.2	12	
		平均	—	—	—	—	—	

(2) 全亜鉛

全亜鉛について過去5年間に行われた水質測定結果を表2-1-2及び図2-1-1に示す。
 参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに生物A
 類型及び生物B類型の環境基準値を下回っていた。

表2-1-2 全亜鉛の水質測定結果（竹馬川）

調査地点	年度	亜鉛(mg/L)				測定回数
		最小	～	最大	平均値	
新開橋	H26	0.003	～	0.003	0.003	1
	H27	0.004	～	0.004	0.004	1
	H28	0.007	～	0.007	0.007	1
	H29	0.001	～	0.005	0.004	4
	H30	0.004	～	0.010	0.007	4
	平均			—	0.005	—

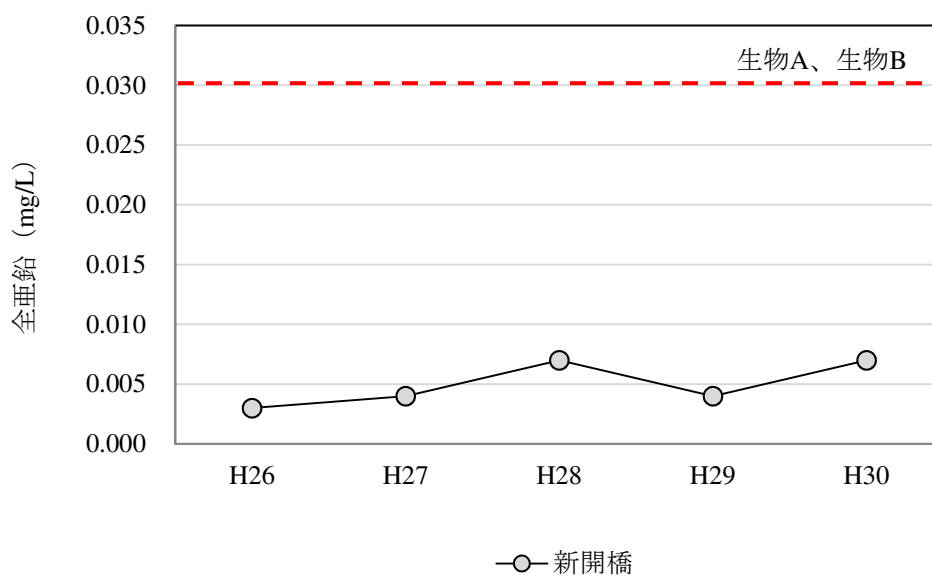


図2-1-1 全亜鉛の水質測定結果（竹馬川）

(3) ノニルフェノール

ノニルフェノールについて過去5年間に行われた水質測定結果を表2-1-3及び図2-1-2に示す。

参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに生物A類型及び生物B類型の環境基準値を下回っていた。

表 2-1-3 ノニルフェノールの水質測定結果（竹馬川）

調査地点	年度	ノニルフェノール(mg/L)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
新開橋	H26	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H27	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H28	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H29	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	4
	H30	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	4
	平均		—		<0.00006	—

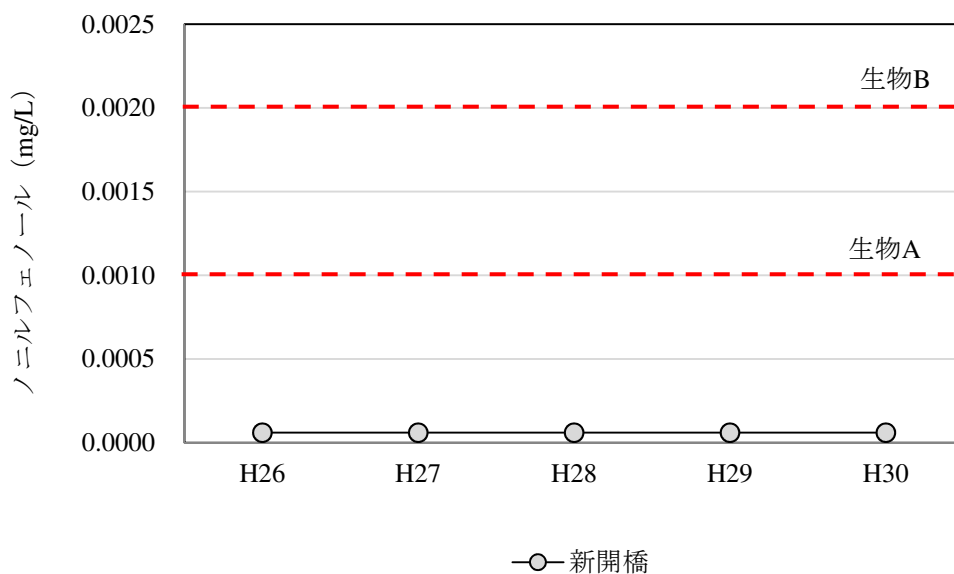


図 2-1-2 ノニルフェノールの水質測定結果（竹馬川）

(4) LAS

LAS について過去 5 年間に行われた水質測定結果を表 2-1-4 及び図 2-1-3 に示す。

参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに生物 A 類型及び生物 B 類型の環境基準値を下回っていた。

表 2-1-4 LAS の水質測定結果（竹馬川）

調査地点	年度	LAS(mg/L)				測定回数
		最小	～	最大	平均値	
新開橋	H26	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H27	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H28	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H29	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	4
	H30	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	4
	平均		—		<0.0006	—

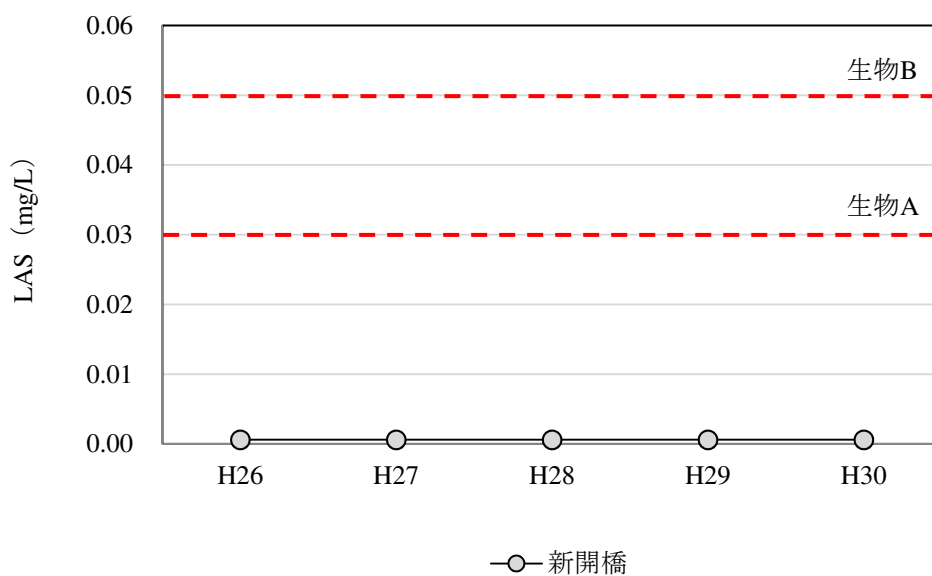


図 2-1-3 LAS の水質測定結果（竹馬川）

2-2 水温

過去5年間に行われた水質測定における水温の測定結果を表2-2-1に示す。

表 2-2-1 水温測定結果（竹馬川）

調査地点	年度	水温(°C)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
新開橋	H26	7.0	～	29.1	18.2	12
	H27	6.8	～	27.5	17.4	12
	H28	6.0	～	31.0	18.9	12
	H29	5.0	～	31.0	18.3	12
	H30	7.5	～	31.0	17.8	12
	平均		—		18.2	—

2-3 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果を図2-3-1に示す。

図2-3-1に示すとおり、冷水性魚介類は確認されなかった。また、上流域において、温水性魚介類が確認された。

2-4 その他関連事項

(1) 漁業法に基づく内水面共同漁業権の設定状況

内水面共同漁業権の設定はない。

(2) 福岡県内水面漁業調整規則に基づく水産動植物採捕の許可状況

シラスウナギの採捕の許可を取得し、採捕を行っている者がいる。

希少種・重要種等の情報を含むため委員限り

図 2-3-1 水生生物の生息状況（竹馬川）

3 貫川

3-1 水質

(1) BOD

BOD について過去 5 年間に行われた水質測定結果を表 3-1-1 に示す。

BOD (75%値) は、各年度ともに環境基準を達成している。

表 3-1-1 BOD の水質測定結果 (貫川)

水域名 [類型]	調査地点	年度	BOD(mg/L)					
			最小	～	最大	75%値	測定回数	基準値
貫川 [B]	神田橋	H26	<0.5	～	0.8	<0.5	12	3 以下
		H27	<0.5	～	0.7	0.5	12	
		H28	<0.5	～	0.7	0.5	12	
		H29	<0.5	～	1.8	1.3	12	
		H30	<0.5	～	1.8	1.0	12	
		平均	—	—	—	0.8	—	

(2) 全亜鉛

全亜鉛について過去5年間に行われた水質測定結果を表3-1-2及び図3-1-1に示す。
 参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに年度で生物A類型及び生物B類型の環境基準値を下回っていた。

表 3-1-2 全亜鉛の水質測定結果（貫川）

調査地点	年度	亜鉛(mg/L)				測定回数
		最小	～	最大	平均値	
神田橋	H26	0.001	～	0.001	0.001	1
	H27	0.001	～	0.001	0.001	1
	H28	0.003	～	0.003	0.003	1
	H29	0.001	～	0.004	0.002	4
	H30	0.002	～	0.004	0.003	4
	平均	—			0.002	—

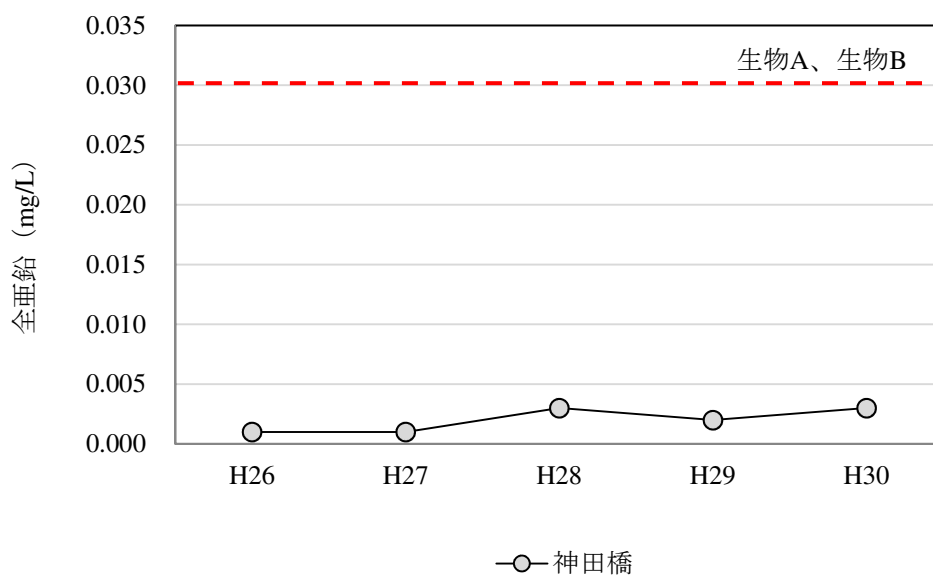


図 3-1-1 全亜鉛の水質測定結果（貫川）

(3) ノニルフェノール

ノニルフェノールについて過去5年間に行われた水質測定結果を表3-1-3及び図3-1-2に示す。

参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに生物A類型及び生物B類型の環境基準値を下回っていた。

表3-1-3 ノニルフェノールの水質測定結果（貫川）

調査地点	年度	ノニルフェノール(mg/L)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
神田橋	H26	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H27	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H28	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	1
	H29	<0.00006	～	0.00006	0.00006	4
	H30	<0.00006	～	<0.00006	<0.00006	4
	平均			—	<0.00006	—

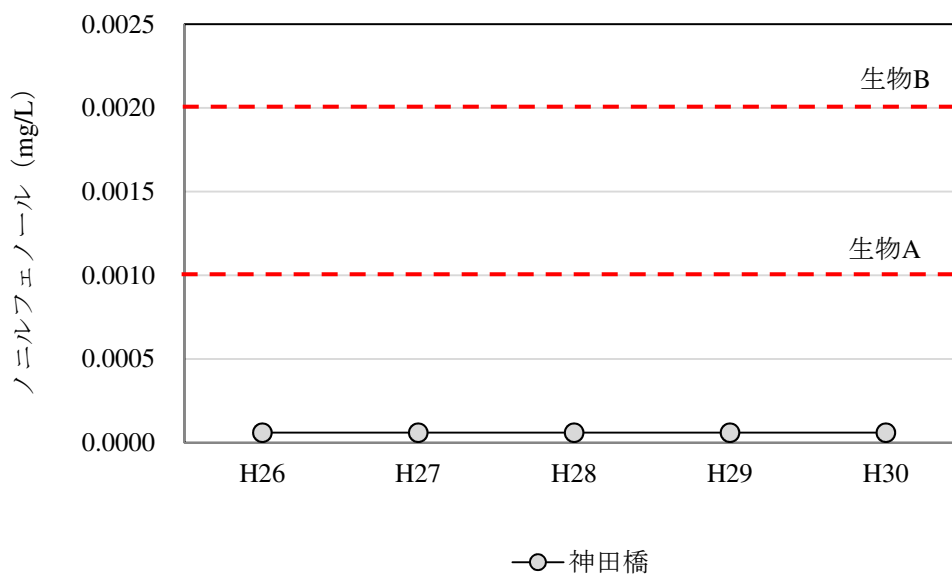


図3-1-2 ノニルフェノールの水質測定結果（貫川）

(4) LAS

LAS について過去 5 年間に行われた水質測定結果を表 3-1-4 及び図 3-1-3 に示す。

参考までに水生生物保全に係る環境基準値と比較したところ、各年度ともに生物 A 類型及び生物 B 類型の環境基準値を下回っていた。

表 3-1-4 LAS の水質測定結果（貫川）

調査地点	年度	LAS(mg/L)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
神田橋	H26	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H27	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H28	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	1
	H29	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	4
	H30	<0.0006	～	0.001	0.0007	4
	平均		—		0.0006	—

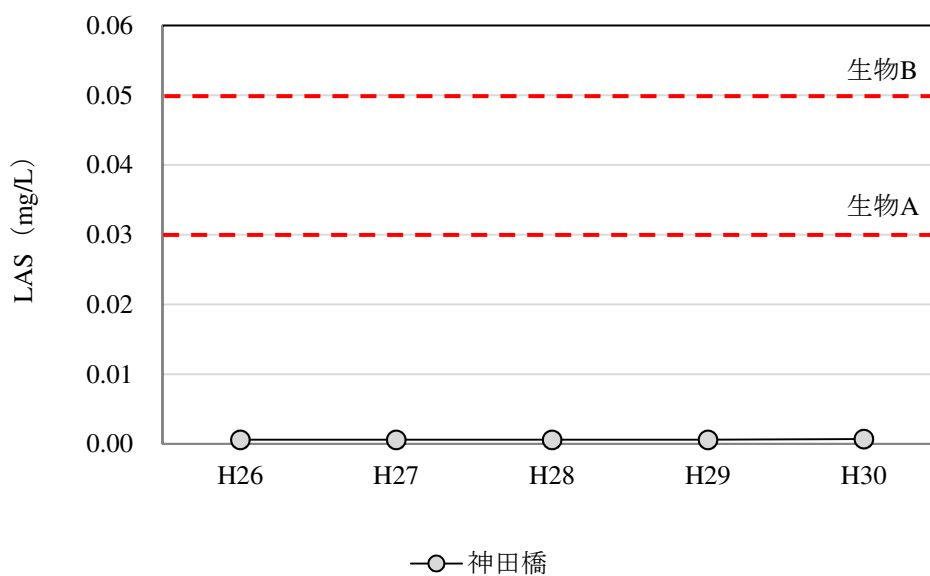


図 3-1-3 LAS の水質測定結果（貫川）

3-2 水温

過去5年間に行われた水質測定における水温の測定結果を表3-2-1に示す。

表3-2-1 水温測定結果（貫川）

調査地点	年度	水温(°C)				
		最小	～	最大	平均値	測定回数
神田橋	H26	6.9	～	22.1	15.5	12
	H27	7.5	～	22.8	15.5	12
	H28	8.0	～	24.2	16.2	12
	H29	7.5	～	26.0	16.5	12
	H30	7.5	～	24.0	15.6	12
	平均			—		15.9

3-3 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果を図3-3-1に示す。

図3-3-1に示すとおり、冷水性魚介類は確認されなかった。また、上流域において、温水性魚介類が確認された。

3-4 その他関連事項

(1) 漁業法に基づく内水面共同漁業権の設定状況

内水面共同漁業権の設定はない。

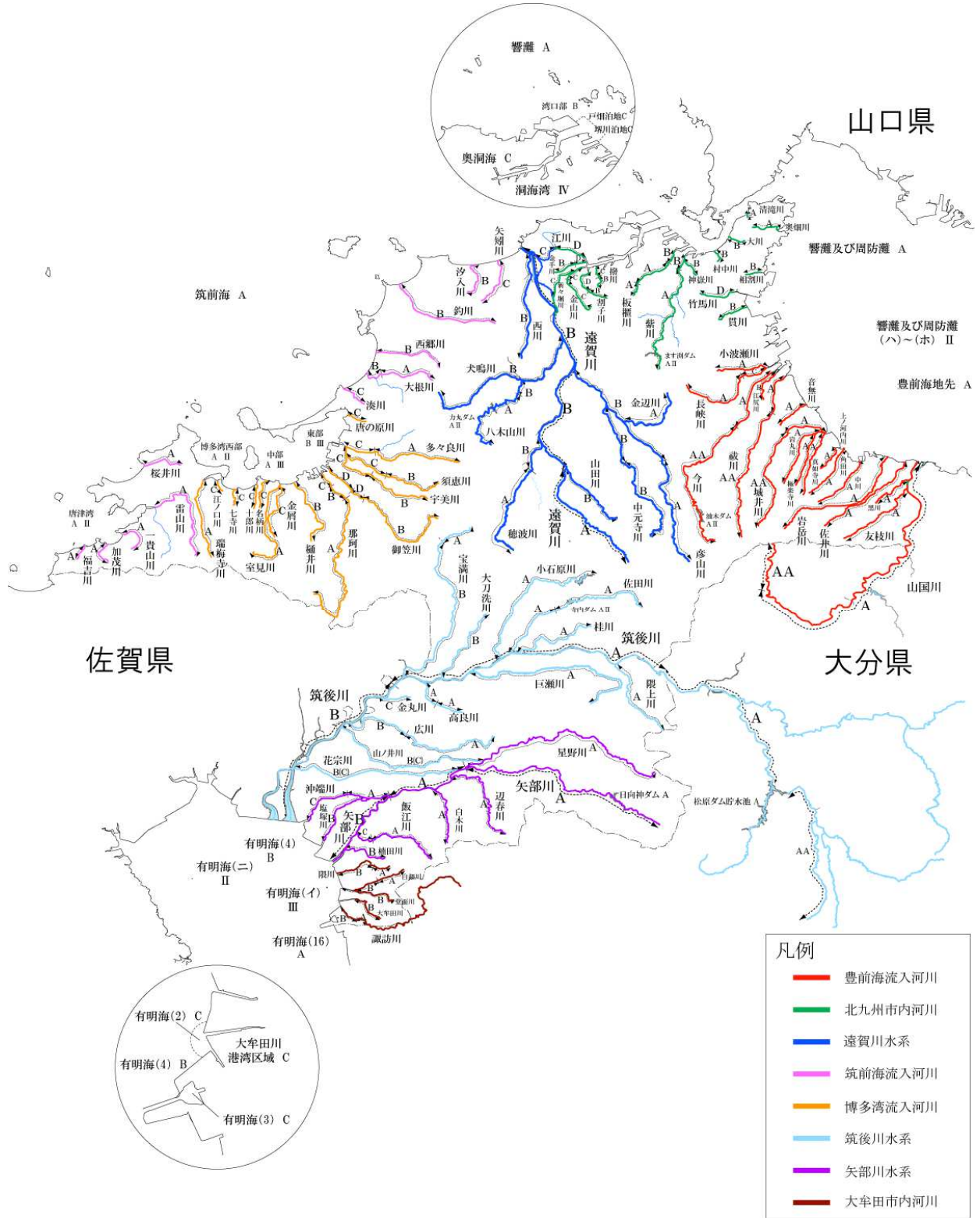
(2) 福岡県内水面漁業調整規則に基づく水産動植物採捕の許可状況

シラスウナギの採捕の許可を取得し、採捕を行っている者がいる。

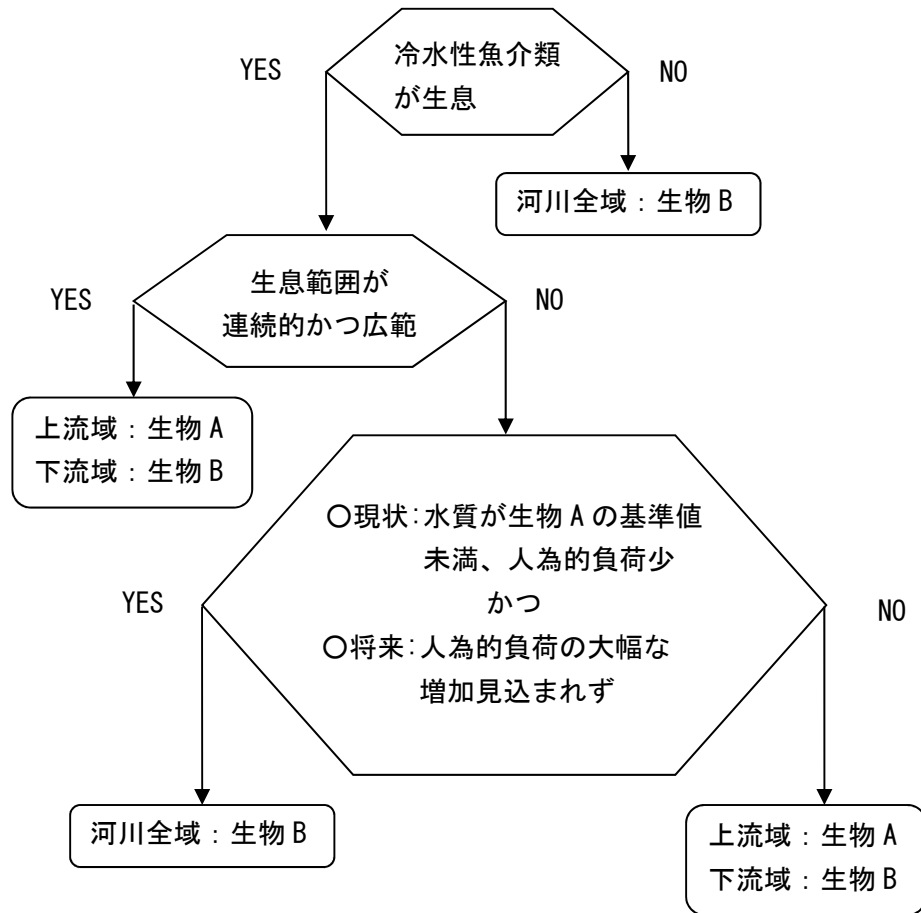
希少種・重要種等の情報を含むため委員限り

図 3-3-1 水生生物の生息状況（貫川）

【公共用水域の類型指定現況図】

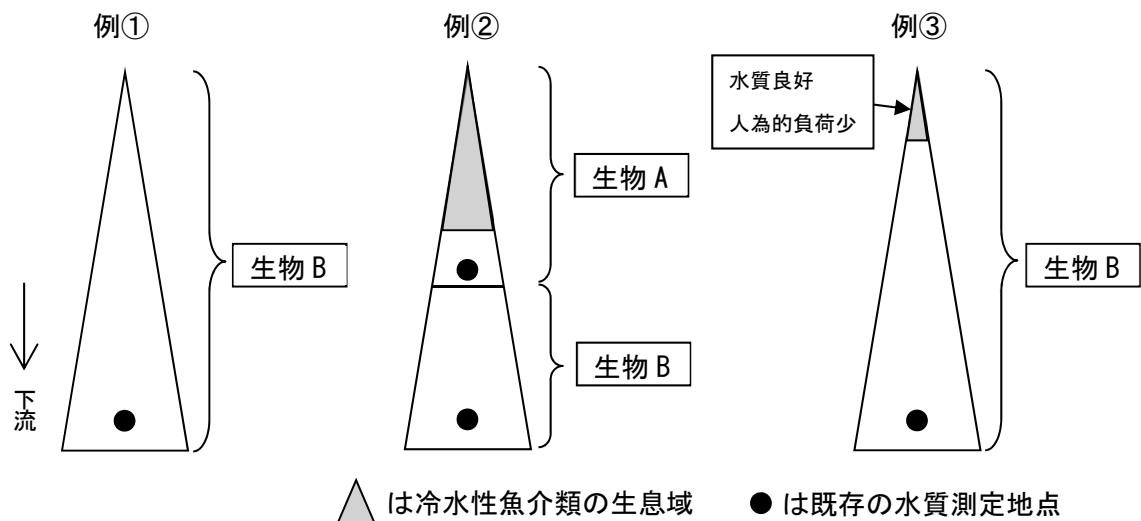


【水生生物保全環境基準の類型指定フローチャート】



※水産資源保護法に基づく保護水面等が広範囲にまとまって存在する水域は特別域に設定

【水域区分と環境基準点の設定の例】



【類型指定に係る水域区分についての情報の整理表】

○北九州市内河川

	河川名	冷水性魚介類の生息	冷水性魚介類の生息範囲 が連続的かつ広範囲	現状：水質が生物 A 基準値 未満、人為的負荷少	将来：人為的負荷の大幅 な増加見込まれず	類型指定 (案)
1	紫川	○	×	○	○	全域：生物 B
2	竹馬川	×				全域：生物 B
3	貫川	×				全域：生物 B

○湖沼

	湖沼名	冷水性魚介類の生息	冷水性魚介類の生息範囲 が連続的かつ広範囲	現状：水質が生物 A 基準値 未満、人為的負荷少	将来：人為的負荷の大幅 な増加見込まれず	類型指定 (案)
1	ます淵ダム 貯水池	×				全域：生物 B

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会、審査会等（法律又は条例により設置されたもの以外のものも含む。以下「審議会」という。）が、知事からの諮問事項を審議する場合において、県民に意見を求める手続（以下「本手続」という。）を定めることにより、県民の多様な意見を把握できるようにするとともに、行政運営における透明性の向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本手続は、審議会が、知事から諮問された事項について実施するものとする。ただし、次に規定するものはこの限りでない。

- (1) 条例案等議会に付議されるもの
- (2) 技術基準等専門性が高いもの
- (3) 個別具体の処分に関するもの
- (4) 公聴会及びアセスメントその他の手続で県民の意見を聞く措置がとられているもの
- (5) その他本手続を行うことが適当でないと思われるもの

2 審議会は、知事からの諮問事項以外の事項であって前項各号に該当しないものについて、本手続に準じた手続を行うことができる。

(実施時期)

第3条 本手続は、答申案又は答申案の骨子を作成後、知事に答申を行う前に実施するものとする。

(意見提出者)

第4条 本手続において、意見を提出することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県の区域内に存する事務所等に勤務する者
- (4) 県の区域内に存する学校に在学する者

(意見募集の方法)

第5条 県民に対する意見の募集は、県公報への登載並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおける閲覧又は配布の方法により、答申案又は答申案の骨子を公表して行うものとする。ただし、答申案の内容が相当量に及ぶときは、県公報には答申案の要旨及び答申案全体の閲覧場所又は配布場所を登載するものとする。

2 前項本文に規定するもののほか、審議会が必要と認める方法を用いることができる。

(意見提出の期間)

第6条 県民が意見を提出することができる期間については、二週間を標準として審議会

が定めるものとし、前条に規定する意見募集時に県公報において明示するものとする。

(意見提出の方法)

第7条 県民からの意見は、別に定める意見書により求めるものとする。

(提出された意見の取扱い)

第8条 審議会は、提出された意見及び知事への答申について、それぞれの要旨を公表するものとする。

2 前項の公表の方法については、第5条に準じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、既に審議会に諮問されている事項については、本手続の対象としない。